

近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する条例案（たたき台） 修正対照表

修正前（28.1.15 時点）	修正後
<p>滋賀県は、古来より近江国と称され、<u>東海道や東山道、北陸道の合流点となり、琵琶湖を通して日本海と大阪を繋ぐ水運交易の中継地となっていたことなどから、古くから交通の要衝となり、常に人やもの、情報が行き交い、こうした恵まれた地理的な条件を生かして、先進的なものづくり産業や独自のものづくりの文化が発展してきた。</u></p> <p>本県の地場産業は、長い歴史の中で先人の知力によって生まれ、地域の雇用を支える等、地域経済の中心的な役割を果たすとともに、地場産業から生み出される地場産品の価値を全国に発信してきた。</p> <p>少子高齢化等の社会経済情勢の変化に伴い、国内の需要、雇用や就業の形態等が多様化し、産業構造が変化する中で、<u>地域を基盤とする地場産業への取組の効果は埋没しており、経営の規模が小さく、生産の効率を高めにくい地場産業は、その存続が危ぶまれている。</u></p> <p>地域を代表する地場産業や地場産品は、地域の住民にとっては誇りであり、<u>地域の住民がこの誇りを取り戻し、持ち続けるようにするためには、地場産業や地場産品の更なる振興を図ることにより、近江の地場産業や近江の地場産品がその持つ力を最大限に発揮し、これまで地域で担ってきた役割を十分に果たせるようにしていくことが必要である。</u></p> <p><u>さらに、地場産業や地場産品に対する支援をこれまで以上に重点的</u></p>	<p>滋賀県は、古来より近江国と称され、<u>数少ない一国からなる県である。</u>古くから交通の要衝となり、常に人やもの、情報が行き交うといった<u>地理的な条件や琵琶湖とこれを取り囲む山々をはじめとする豊かな自然環境等に基づく独特の風土、文化等の中から、固有の原材料、生産の技術や方法等を用いて、地域に密着した地場産業や独自の地場産品が生まれ、発展してきた。</u></p> <p>本県の地場産業は、長い歴史の中で先人の知力によって生まれ、地域の雇用を支える等、地域経済の中心的な役割を果たすとともに、地場産業から生み出される地場産品の価値を全国に発信してきた。</p> <p>少子高齢化等の社会経済情勢の変化に伴い、国内の需要、雇用や就業の形態等が多様化し、産業構造が変化する中で、<u>地域を基盤とする地場産業は、経営の規模が小さく、生産の効率を高めにくく、その存続が危ぶまれている。</u></p> <p>地域を代表する地場産業や地場産品は、地域の住民にとっては誇りであり、<u>近江の地場産業や近江の地場産品がその持つ力を最大限に発揮し、地場産業を活性化し、雇用の機会を創出できる成長産業となるように育成していくとともに、関係者が互いに連携を図りながら協働して、地場産業が主体となった豊かな地域づくりを進め、地域の個性と特色を生かした地方創生を実現していくことが必要である。</u></p>

近江の地場産業および近江の地場製品の振興に関する条例案（たたき台） 修正対照表

修正前（28.1.15 時点）	修正後
<p><u>に推進することにより</u>、地場産業を活性化し、雇用の機会を創出できる成長産業となるように育成していくとともに、関係者が互いに連携を図りながら協働して、地場産業が主体となった豊かな地域づくりを進め、地域の個性と特色を生かした地方創生を実現していくことが必要である。</p> <p>私たちは、<u>近江の地場産業や近江の地場製品の振興の重要性を認識し、近江の地場産業の水準の維持や向上、近江の地場製品の需要の拡大等を図ることにより</u>、県民経済の健全な発展が実現できるよう、近江の地場産業や近江の地場製品を振興していくことを決意し、ここに近江の地場産業および近江の地場製品の振興に関する条例を制定する。</p> <p>（目的）</p> <p><b>第1条</b> この条例は、近江の地場産業および近江の地場製品の振興に関し、県の責務ならびに近江の地場産業事業者および近江の地場産</p>	<p>私たちは、<u>長い歴史や独特の風土、文化等の中で生まれ、固有の原材料、生産の技術や方法等を継承してきた近江の地場産業や近江の地場製品が果たしてきた役割の重要性を認識し、近江の地場産業事業者等の競争力を強化し、近江の地場製品に対する新たな需要を開拓することはもとより、これまで近江の地場産業や近江の地場製品で培われた優秀な技術や技能を活用しながら、消費者の需要に即した新商品の開発や新たな事業の展開を図る等の時代の変化に適合していくための新たな取組を積極的に推進していくことにより地域経済および地域社会の発展に寄与できるよう</u>、近江の地場産業や近江の地場製品を振興していくことを決意し、ここに近江の地場産業および近江の地場製品の振興に関する条例を制定する。</p> <p>（目的）</p> <p><b>第1条</b> この条例は、近江の地場産業および近江の地場製品の振興に関し、県の責務ならびに近江の地場産業事業者および近江の地場産</p>

近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する条例案（たたき台） 修正対照表

修正前（28.1.15 時点）	修正後
<p>品製造等事業者（以下「近江の地場産業事業者等」という。）ならびに県民の役割を明らかにするとともに、近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する施策の基本となる事項を定め、近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、<u>近江の地場産業の水準の維持および向上ならびに近江の地場産品の需要の拡大</u>を図り、もって<u>県民経済の健全な発展</u>に寄与することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 1・2 省略</p> <p>3 この条例において「近江の地場産品」とは、次の各号のいずれかに該当する物品をいう。</p> <p>(1) 近江の地場産業で製造される物品<u>であって、知事が認めるもの</u></p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 県内で生産される<u>伝統的な農産物、林産物、畜産物および水産物</u>ならびにこれらを原料または材料として製造し、または加工した物品であって、知事が認めるもの</p> <p>4 省略</p>	<p>品製造等事業者（以下「近江の地場産業事業者等」という。）ならびに県民の役割を明らかにするとともに、近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する施策の基本となる事項を定め、近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、<u>これまで培われた優れた技術および技能を活用して、近江の地場産業および近江の地場産品が時代の変化に適合していくための新たな取組の積極的な推進</u>を図り、もって<u>地域経済および地域社会の発展</u>に寄与することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 1・2 省略</p> <p>3 この条例において「近江の地場産品」とは、次の各号のいずれかに該当する物品をいう。</p> <p>(1) 近江の地場産業で製造される物品</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 県内で生産され、<u>本県を代表する農産物、林産物、畜産物および水産物</u>ならびにこれらを原料または材料として製造し、または加工した物品であって、知事が認めるもの</p> <p>4 省略</p>

近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する条例案（たたき台） 修正対照表

修正前（28.1.15 時点）	修正後
<p><b>（基本理念）</b></p> <p><b>第3条</b> 近江の地場産業および近江の地場産品の振興は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。</p> <p>(1) ～(3) 省略</p> <p>(4) 近江の地場産業および近江の地場産品の振興の担い手となる人材（以下「担い手人材」という。）の確保、育成および資質の向上を図ること。</p> <p><b>第4条</b> 省略</p> <p><b>（近江の地場産業事業者の役割）</b></p> <p><b>第5条</b> 近江の地場産業事業者等は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、常に創意工夫を行い、その能力を十分に発揮すること等により、<u>近江の地場産業の水準の維持および向上ならびに近江の地場産品の需要の拡大に努めるものとする。</u></p> <p><u>2 近江の地場産業事業者等は、その事業活動を行うに当たっては、</u> <u>県が実施する近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。</u></p>	<p><b>（基本理念）</b></p> <p><b>第3条</b> 近江の地場産業および近江の地場産品の振興は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。</p> <p>(1) ～(3) 省略</p> <p>(4) 近江の地場産業および近江の地場産品の振興の担い手となる人材（以下「担い手人材」という。）の確保、育成および資質の向上を図るとともに、<u>近江の地場産業および近江の地場産品に係る優れた技術および技能（以下「優れた技術等」という。）の次代への継承を推進すること。</u></p> <p><b>第4条</b> 省略</p> <p><b>（近江の地場産業事業者等の役割）</b></p> <p><b>第5条</b> 近江の地場産業事業者等は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、<u>優れた技術等を活用して、常に創意工夫を行い、その能力を十分に発揮すること等により、時代の変化に適合していくための新たな取組を積極的に行うよう努めるものとする。</u></p> <p>(第2項 削除)</p>

近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する条例案（たたき台） 修正対照表

修正前 (28.1.15 時点)	修正後
<p>(県民の役割)</p> <p><b>第6条</b> 県民は、基本理念にのっとり、近江の地場産業および近江の地場産品に対する関心および理解を深めるとともに、近江の地場産品に愛着を持ち、日常生活において近江の地場産品を積極的に使用するよう努めるものとする。</p> <p>(基本指針)</p> <p><b>第7条</b> 第1項 省略</p> <p>2 基本指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) その他地場産業および近江の地場産品の振興に関する重要事項</p> <p>3・4 省略</p> <p>(<u>近江の地場産品の需要の拡大</u>)</p> <p><b>第8条</b> 県は、<u>近江の地場産品の需要の拡大を図るため、新商品の開発に関する支援、インターネットその他情報通信技術の活用による情報の提供、国内外の多様な需要に応じた商品の販売、商談会等の開催による新たな販路の開拓の促進</u>その他必要な措置を講ずるもの</p>	<p>(県民の役割)</p> <p><b>第6条</b> 県民は、基本理念にのっとり、近江の地場産業および近江の地場産品に対する関心および理解を深め、<u>近江の地場産品の価値に関する有用な情報を広く発信する</u>とともに、近江の地場産品に愛着を持ち、日常生活において近江の地場産品を積極的に使用するよう努めるものとする。</p> <p>(基本指針)</p> <p><b>第7条</b> 第1項 省略</p> <p>2 基本指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) その他<u>近江の地場産業</u>および近江の地場産品の振興に関する重要事項</p> <p>3・4 省略</p> <p>(<u>基本的な施策</u>)</p> <p><b>第8条</b> 県は、<u>近江の地場産業および近江の地場産品を振興するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。</u></p> <p>(1) <u>近江の地場産品の需要の拡大を図るため、新商品の開発に関する支援、インターネットその他情報通信技術の活用による情報の</u></p>

近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する条例案（たたき台） 修正対照表

修正前（28.1.15 時点）	修正後
<p><u>とする。</u></p>	<p><u>提供、国内外の多様な需要に応じた商品の販売および商談会等の開催による新たな販路の開拓の促進その他必要な措置を講ずること。</u></p> <p><u>(2) 近江の地場産業事業者等の経営基盤の強化を図るため、経営の改善および合理化、資金の供給の円滑化その他必要な措置を講ずること。</u></p> <p><u>(3) 近江の地場産業事業者等の競争力を強化し、近江の地場産品に対する新たな需要を開拓するため、消費者の需要に即した新商品の開発等を図るための調査研究、優れた技術等を活用した多様な分野における事業の展開の促進その他必要な措置を講ずること。</u></p> <p><u>(4) 担い手人材の確保、育成および資質の向上に対する支援その他必要な措置を講ずること。</u></p> <p><u>(5) 伝統的な工芸品を製造する技術および技能をはじめとした優れた技術等の次代への継承の推進その他必要な措置を講ずること。</u></p> <p><u>(6) 近江の地場産業および近江の地場産品に対する関心および理解を深めるため、近江の地場産業および近江の地場産品の振興に向けた普及啓発、多様な学習の機会の提供その他必要な措置を講ずること。</u></p> <p><u>(7) 近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する実態について定期的に調査を行い、当該調査に係る情報および資料を分析</u></p>

近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する条例案（たたき台） 修正対照表

修正前（28.1.15 時点）	修正後
<p style="text-align: center;"><u>（近江の地場産業事業者等の経営基盤の強化）</u></p> <p><u>第9条</u> 県は、<u>近江の地場産業事業者等の経営基盤の強化を図るため、経営の改善および合理化、資金の供給の円滑化その他必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（近江の地場産業事業者等の新商品の開発等）</u></p> <p><u>第10条</u> 県は、<u>近江の地場産業事業者等の競争力を強化し、近江の地場産品に対する新たな需要を開拓するため、新商品の開発等を図るための調査研究、多様な分野における事業の展開の促進その他必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（担い手人材の確保、育成および資質の向上）</u></p> <p><u>第11条</u> 県は、<u>近江の地場産業および近江の地場産品の振興を図るため、担い手人材の確保、育成および資質の向上その他必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">（顕彰）</p> <p><u>第12条</u> 省略</p>	<p style="text-align: center;"><u>し、ならびに提供すること。</u></p> <p style="text-align: center;">（第8条に統合）</p> <p style="text-align: center;">（第8条に統合）</p> <p style="text-align: center;">（第8条に統合）</p> <p style="text-align: center;">（顕彰）</p> <p><u>第9条</u> 省略</p>

近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する条例案（たたき台） 修正対照表

修正前（28.1.15 時点）	修正後
<p><u>（普及啓発等）</u></p> <p><u>第 13 条</u> 県は、近江の地場産業および近江の地場産品に対する関心および理解を深めるため、近江の地場産業および近江の地場産品の振興に向けた普及啓発、多様な学習の機会の提供その他必要な措置を講ずるものとする。</p> <p><u>（調査分析等）</u></p> <p><u>第 14 条</u> 県は、近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、定期的に近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する実態について調査を行い、当該調査に係る情報および資料を分析し、ならびに提供するものとする。</p> <p><u>第 15 条～第 17 条</u> 省略 省略</p> <p>付則 省略</p>	<p>（第 8 条に統合）</p> <p>（第 8 条に統合）</p> <p><u>第 10 条～第 12 条</u> 省略</p> <p>付則 省略</p>